

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 権利の内容

遺言者の財産について遺贈を受ける権利

2 遺言者

遺言作成時の住所

氏名

3 遺贈の対象となる財産

(1) 所在 周南市

地目 宅地

地積 214.00平方メートル

同土地の持分 2分の1

(2) 所在 周南市

地目 宅地

地積 120.62平方メートル

同土地の持分 2分の1

(3) 所在 周南市

地目 宅地

地積 226.00平方メートル

同土地の持分 2分の1

(4) 上記(1)、(2)及び(3)のほか、遺言者所有の一切の不動産

4 放棄の理由

利活用が見込めないとともに管理、処分等も困難であるため